

事務連絡
令和2年5月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

厚生労働省に開設するWebサイト「医療のお仕事 Key-Net」等を通じて行う
医療人材等の緊急的な確保を促進するための取組（緊急医療人材等確保促進プラン）
の実施に向けた準備について

新型コロナウイルス感染症対策として、これまでも、新型コロナウイルス感染症患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備や、帰国者・接触者外来の増設等に取り組んでいただいているところです。今後、感染者が急増した場合や患者クラスター（集団）が発生した場合、医療従事者間で感染が拡大した場合など、新型コロナウイルス感染症対策を行う医療機関や保健所等において、これに対応する医療人材等を即応的に確保することが課題となることが考えられます。

こうした状況を踏まえ、今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部において、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と連携し、地域における緊急的な医療人材等の確保を促進する取組として、「緊急医療人材等確保促進プラン」を実施することとしました。緊急医療人材等確保促進プランは、従来のハローワーク・ナースセンター等による医療人材等の確保を促進するだけでなく、民間職業紹介事業者のCSR（企業の社会貢献）活動の一環としての無償協力を得ながら、幅広い層の求職者に対して、各地域において確保が必要な医療人材等の募集の情報を提供し、厚生労働省に新たに開設する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」等を活用してマッチングを行う取組です。採用者に対して研修を受講させることを条件に、医療人材等の確保を必要とする医療機関や保健所等において、随時、G-MIS（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）を通じて募集情報の登録を行っていただく仕組みとしており、Web フォームを通じて簡単に募集情報を登録いただけます。募集機関における手数料負担を生じさせることなく、現場復帰を希望する潜在的な有資格者や、新型コロナウイルス感染症対応の最前線での貢献を志す医療従事者の方々の活躍を促すことによって、既存のハローワーク・ナースセンター等を通じた人材確保の取組と相互に補完しながら、現下の状況を乗り越えるために必要な役割を果たす取組であると考えています。

緊急医療人材等確保促進プランの概要は下記1のとおりですので、地域における医療人材等の確保に当たって積極的にご活用いただくとともに、緊急医療人材等確保促進プランの実施に当たり、下記2の事項についてご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 緊急医療人材等確保促進プランの概要について

(1) 概要

緊急医療人材等確保促進プランは、全国の医療機関（地域外来・検査センター等の帰国者・接触者外来を含む。）、保健所等（以下「医療機関・保健所等」という。）において確保が必要な医療人材等の募集の情報（以下「募集情報」という。）を国が把握し、全国規模の職能団体等の医療関連団体、ハローワーク、都道府県に設置されたナースセンター、民間職業紹介事業者等を通じて求職者に提供した上で、厚生労働省に新たに開設する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」や都道府県等において当該募集情報と求職者のマッチングを行うことにより、地域における緊急的な医療人材等の確保を促進する臨時的な取組である。

(2) 募集情報の収集

各医療機関・保健所等における募集情報は、G-MIS を通じて調査を行う方法（詳細は2（1）で後述）により、医療機関や保健所設置自治体等から随時収集する。募集情報は、通常の求人票において記載を求められる情報よりも項目数を絞り、簡素化したものとする。募集情報の対象となる職種は、医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、薬剤師、救急救命士及び事務職とする。

なお、各医療機関や保健所設置自治体等が緊急医療人材等確保促進プランを通じた医療人材等の募集を行う際は、募集の結果として採用する者に対して、研修を受講させることを条件とし、受講させた旨を厚生労働省に報告することとする（詳細は別添1を参照のこと）。なお、当該研修を都道府県が実施する場合（都道府県の委託を受けた者が実施する場合も含む。）は、地域医療介護総合確保基金の活用が可能である。また、全国規模の職能団体等が当該研修を実施することも考えられる。

(3) 募集情報の求職者への提供

(2)により収集した募集情報は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が運用する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」に掲載するほか、医療関連団体、ハローワーク、都道府県に設置されたナースセンター等を通じて求職者に提供し、これらの団体等による(4) ii の医療人材の確保に関する取組に活用いただくことに加え、民間職業紹介事業者を通じて求職者に周知する予定である。民間職業紹介事業者を通じた求職者への周知に当たっては、一般社団法人日本人材紹介事業協会の会員企業有志から CSR（企業の社会貢献）活動の一環としての無償協力を得て、(2)の募集情報の新規登録があった場

合にその旨を当該企業に連絡し、(4) i の厚生労働省 Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」の URL、都道府県内の求職者の受付窓口、ハローワーク、ナースセンター等の連絡先の情報と併せて、当該企業から連絡可能な求職者に周知していただく予定である。

(4) マッチングの実施

i. 医療人材等の確保のための新たな取組

都道府県を超えた広域的なマッチングを含めた緊急医療人材等確保促進プランの実施のために、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部が運用する Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」を新たに開設する予定である。同 Web サイトを通じて、(2) により収集した募集情報を求職者が閲覧し、システム上で応募等を行うことを可能とし、これを活用したマッチングを実施する予定である。

また、(2) により収集した募集情報を、「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について(改訂)」(令和2年3月26日付け事務連絡)の別添「II 都道府県調整本部の設置及び広域搬送の調整について」で設置するようお示した都道府県調整本部に提供する。各都道府県が、都道府県によるマッチングの実施を希望する場合には、(3) により募集情報の提供を受けた求職者の受付窓口を都道府県内に設置し、厚生労働省 Web サイト「医療のお仕事 Key-Net」を介さず都道府県調整本部におけるマッチングを希望する求職者に対し、対面での相談等により募集情報とのマッチングを実施していただくことが可能である。民間職業紹介事業者を含めた外部人材も活用しつつ、主として当該都道府県内に居住する求職者を対象に、当該都道府県内の医療提供体制の確保の状況や、地域の実情を踏まえたマッチングを行うことが想定される。

ii. 既存の取組の強化

(2) により収集した募集情報をハローワークに提供し、ハローワークの専用相談窓口等において、(3) により募集情報の提供を受けた求職者等を対象に、当該募集情報を契機とする積極的な職業紹介を実施する予定である。また、令和2年度補正予算において創設された「地域の医療提供体制確保のための看護職員の派遣調整事業」を活用し、(2) により収集した募集情報を都道府県に設置されたナースセンターに提供し、(3) により募集情報の提供を受けた求職者等を対象に、都道府県を超えた広域での調整を含む看護職員の配置調整と研修を実施する。また、公益社団法人日本医師会等の関連団体に(2) により収集した募集情報を提供し、日本医師会女性医師バンクや都道府県医師会によるドクターバンク事業等、医療関連団体による医療人材の確保に関する取組に活用いただく予定である。

(5) 実施時期等

緊急医療人材等確保促進プランの実施に当たっては、まず、(2) の募集情報の収集を令和2年5月29日(金)より開始する。その後、順次(3) の求職者に対する募集情報の提供を行い、求職者からの応募に対して(4) のマッチングを実施する。

2. 緊急医療人材等確保促進プランの実施に当たってご協力をお願いしたい事項について

(1) G-MIS を通じた募集情報の登録について

i. 医療機関等への周知

1 (2) の各医療機関等からの募集情報の収集に当たっては、G-MIS を通じた調査（「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の状況把握 について（協力依頼）」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号・医政地発0326第1号・閣副第325号厚生労働省健康局結核感染症課長・医政局地域医療計画課長・内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長連名通知）に基づき実施される COVID-19 対策 WEB フォーム等を用いた調査をいう。以下同じ。）を活用することとし、具体的には、既存の調査項目に別紙調査シートの内容を追加する。募集情報の登録に当たっての留意事項は別添1のとおりであり、また、登録手順の詳細は別添2のとおりである。令和2年5月29日（金）以降、各医療機関等から随時、募集情報を登録いただきたいので、管内の医療機関等に対し、別添4を活用しつつ、その旨の周知をしていただくようお願いする。

ii. 保健所における募集情報の登録

1 (2) の保健所からの募集情報の収集に当たっても、G-MIS を通じた調査を活用することができるよう、保健所職員の人事権を有する各保健所設置自治体に対して、新たにG-MISのアクセス権限を付与し、別紙調査シートの内容を調査する予定である。また、その他、当該自治体が自治体職員として医療人材の任用を希望する場合も、当該アクセス権限を利用してG-MISを通じて募集情報を登録することが可能である。募集情報の登録に当たっての留意事項は別添1のとおりであり、また、登録手順の詳細は別添3のとおりである。令和2年5月29日（金）以降、これらの募集情報について、随時登録いただきたいので、ご協力いただくようお願いする。

(2) 都道府県における緊急医療人材等確保促進プランの活用に向けた準備について

地域の実情に応じて、1 (4) i の緊急医療人材等確保促進プランに基づく都道府県によるマッチングを実施するために、1 (3) により募集情報の提供を受けた求職者の受付窓口を都道府県内に設置した場合には、随時、下記連絡先までその旨をご報告いただくようお願いする。なお、マッチングの実施に当たっては、民間職業紹介事業者を含めた外部人材の登用に令和2年度補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が活用可能であるので、積極的に活用いただきたい。

また、1 (2) により収集した都道府県内の各医療機関・保健所等の募集情報は、都道府県における医療人材等の確保の状況を把握する際にご活用いただくことのできる情報であると考えられることから、1 (4) i の緊急医療人材等確保促進プランに基づく都道府県によるマッチングの実施の有無にかかわらず、各都道府県に、当該都道府県内の医療機関・保健所等の募集情報を提供する予定である。ついては、当該募集情報は電子メールにより送付することを予定しているため、送付先のメールアドレスを令和2年5月29日（金）までに下記連絡先までご登録いただくようお願いする。なお、各都道府県は、当該募集情報を、G-MIS を通じた調査の他の項目と同様、G-MIS 上で閲覧することも可能となる。

(連絡先・照会先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

医療体制班 医療人材確保チーム 扇屋、柴田

メールアドレス：corona-jinzai@mhlw.go.jp